



くらしの情報 とやま

トピックス P2 10月は富山県消費者月間です!

発行/富山県生活環境文化部県民生活課・富山県消費生活センター http://www.pref.toyama.jp/cms_sec/1711/index.html

SNSに「3ヶ月で700万円稼げる。高収入確実」というプロジェクトの案内が届きました。情報商材の購入が必要とのことですが信用できますか…。

相談

スマホのSNSに「1万円が3ヶ月で700万円になり、1年で2億円以上稼ぐことができる。高収入確実」というプロジェクトの動画が届きました。成功者の話も掲載されています。セミナーに申し込んだところ、プロジェクトを始めるためには、そのノウハウを教えるので情報商材(※)料約30万円が必要だと言われました。高収入を得られるのなら購入したいのですが、信用できますか…。(40代 女性)

<(※)情報商材とは>

インターネットの通信販売等で、副業、投資やギャンブル等で高収入を得るためのノウハウ等と称して販売されている情報のことです。情報商材そのものだけでなく、高額なコンサルティングやセミナー等を契約させられるケースもあります。

回答

情報商材は、SNSなどへの書き込みで販売サイトに誘導したり動画広告を配信しているケースのほか、求人サイトを利用して仕事の応募者に販売するケースがあります。無料や少額な情報商材を販売してから高額契約に勧誘する事例もあります。「高額なほど簡単に稼げてすぐに元が取れる。」「命がけでサポートする。」「限定」を強調して十分な検討時間を与えずにすぐに契約させようとしています。

・相談者には、「情報商材は契約前に中身を確かめることができず、怪しいと思ったら連絡しないこと。」「高額な契約を勧誘されたり話が違ふと思ったら、きっぱりと断

ること。」「クレジットカードでの高額決済や借金をしてまで契約しないこと。」を助言しました。

・SNSやインターネットの情報はうのみにせず、よくわからない儲け話は、契約・払い込みの前によく考えましょう。楽しんで儲かる話はありません。

・万一、トラブルにあったら、早めにお近くの市町村相談窓口や県消費生活センターにご相談ください。

<消費者ホットライン 局番なし「188(いやや)」>



注意喚起!

中古品で思わぬ事故が発生!

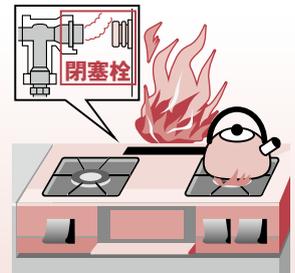
～誤った使い方や、リコール製品の事故に注意～

近年、家電製品やガス器具といった生活用品の中古品は様々な方法で入手が可能となっています。中古品を使用することで余分な廃棄物の発生を抑制し、限られた資源を有効に活用することにつながりますが、他方で思わぬ事故が発生しています。

中古品の事故は、使用者に取扱説明書や本体表示に記載された正しい使い方などの情報が確実に届いて、特にリコール製品の場合については使用者の協力が得られ、回収・点検・交換などの対策が行われていれば、未然に防ぐことができた可能性が高い事故です。

■事故事例

- ・インターネット通販で購入した中古品のガスコンロに、本来装備されているはずのガスの閉塞栓が装備されていない状態に気付かず設置したところ、使用時にガスが漏れてグリル排気口付近から火が出た。
- ・譲渡された電気洗濯機を使用していたところ、異臭がしたため確認すると、当該製品の内部部品が焼損していた。電気洗濯機は部品の製造不良によってリコール製品となっていたが、譲渡した使用者の知人と譲渡された使用者ともにそのことに気付いていなかった。



■事故を防ぐためのポイント

- ・ガス器具を設置する際にはガス販売店が専門の工事業者に設置を依頼してください。
- ・使用開始前に取扱説明書や本体表示を必ず確認してください。取扱説明書がない場合は事業者のホームページなどから情報を集めてください。
- ・リコール製品による事故を防ぐために、お持ちの中古品がリコール製品かを確認してください。リコール製品はすぐに使用を中止し、事業者に連絡してください。中古品を入手する前も同様に確認してください。

詳しくは、独立行政法人製品評価技術基盤機構(NITE)のホームページをご覧ください。
<http://www.nite.go.jp/data/000093831.pdf>

10月は 富山県消費者月間です！

富山県では、10月を「富山県消費者月間」とし、次のとおり、消費生活に関する知識と理解を深めるための取組みを行います。

消費者啓発街頭キャンペーン

悪質商法等の消費者トラブルへの注意喚起や県民の消費者問題への関心を高めるため、平成30年9月27日（木）に富山駅で、県警や消費者団体等と連携して消費者トラブル注意喚起のチラシやポケットティッシュを配布するなど消費者啓発街頭キャンペーンを実施しました。



「平成30年度富山県消費者大会」

県、県消費者協会及び「くらしの安心ネットとやま」では、消費者のみなさんに消費生活に関する知識と理解を深めていただくため、「平成30年度富山県消費者大会」を開催します。

皆様のご参加をお待ちしています。

日 時：平成30年10月5日（金）13:30～16:15

会 場：富山県民共生センター サンフォルテ2 Fホール（富山市湊入船町6-7）

内 容：●全国消費者協会連合会会長表彰伝達式

●実践研究発表（富山県立高岡西高等学校 家庭クラブ）

「東日本大震災から学ぶ～防災・減災学習を通して、今、私たちにできること～」

●くらしの安心ネットとやま事例発表（富山県弁護士会）

「地域包括支援センターとの連携事業について」

●多様な主体による連携強化・発展型の消費者教育推進事業 発表

（朝日町消費者被害対策連絡会）

●アンケート調査結果発表（富山県消費生活研究グループ連絡協議会）

「私たちの消費には、社会を変える力がある！」

●講演 「新しいモノサシから見える未来～エシカル消費のすすめ～」

講師 島田 広 氏（弁護士 日本エシカル推進協議会副会長）

※「エシカル消費」とは、人や社会、環境に配慮したものやサービスを選んで消費することです。



その他：入場無料（定員300名）

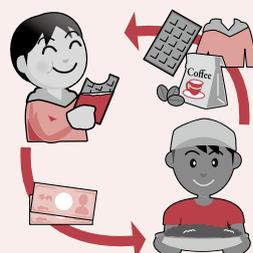
同時開催：○消費生活研究グループ活動発表展

（活動発表会〔10:00～12:00〕、生活体験・展示会〔10:00～16:30〕）

〔上市町消費者グループ市姫会、下堀グループ、粋要会、円グループ、まゆみの会、ひみ消費者グループ、ありみね会、ひまわりグループ
となみのグループ、くらしあんしん教室〕

○くらしの安心ネットとやま参加団体の活動紹介〔12:30～16:30〕

〔富山県消費者団体連絡会、
富山県生活協同組合連合会（富山県生活協同組合、生活協同組合CO・OPとやま）、
富山県弁護士会、日本司法支援センター富山地方事務所、とやま住まい情報ネットワーク、
富山県金融広報委員会、財務省北陸財務局富山財務事務所、富山県消費生活センター〕



知っていますか？消費者契約法 ～契約の取消し編～

「消費者契約法」は消費者の利益を守るために作られました。事業者の不当な勧誘により契約したとき、私たち消費者はその契約を取り消すことができます。今回はそんな不当な勧誘についてご紹介します。



不実告知

契約の重要な内容についてその説明をすること。

いつでも
解約できますよ。
(うそだけどね！)



断定的判断の提供

投資資産など将来の価格などが不確実な商品について断定的な説明をすること。

ぜったい・確実に
値上がりしますよ。



過量契約

通常、想定される量を著しく超えて商品やサービスなどの契約をさせること。

本当は
多いけど
買わせよう。



不利益事実の不告知

消費者に有利な条件だけを説明して、不利な条件はわざと説明しないこと。

見晴らし最高の
マンションで
す。(隣に高層
マンションが立
つけれどね...)



不退去・退去妨害

事業者が自宅に居座ったり、消費者を事業者の営業所から帰れなくさせたりして契約させること。

契約するま
では
家に帰しま
せん。



契約を取り消すには期間の制限があります。

お困りの際は、早めにお近くの消費生活センター・消費生活相談窓口へご相談ください！

相談窓口は4ページをご覧ください→

「とやま環境フェア2018」の開催について

エコライフの取組みを楽しみながら見聞・体感できる「とやま環境フェア2018」が開催されます。企業や民間団体、行政等64団体が3Rをはじめとするエコ活動等に関するブースを出展するほか、ドラえもんショーやワクワクさんでおなじみの久保田雅人さんによる工作ショーなど、親子で楽しめるステージイベントなどが行われます。

多数の皆さまの参加をお待ちしております。

日 時：平成30年10月13日(土) 10:00～17:00 14日(日) 10:00～16:00

場 所：富山県産業創造センター（高岡テクノドーム）＜高岡市二塚332番5＞

主 催：とやま環境フェア開催委員会（富山県、高岡市、環境とやま県民会議、(公財)とやま環境財団）

詳しくは、(公財)とやま環境財団のホームページをご覧ください。 <http://www.tkz.or.jp/>

それ、詐欺かもかもしれません！

メール

ショートメッセージサービス (SMS) による
架空請求

ハガキ

による
架空請求

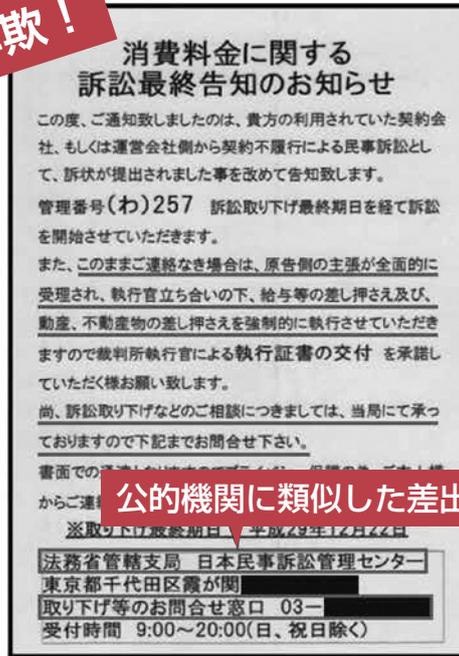
詐欺！



実在の事業者をかたる場合があります。

(例)
アマゾン
ヤフーサポートセンター
DMM 相談窓口 など
※実在する企業とは無関係です。

詐欺！



公的機関に類似した差出人

(例)
法務省管轄支局 国民訴訟通達センター
国民訴訟お客様センター など
※いずれも国の組織として存在しないものです。

メールやハガキに記載の電話番号に

連絡 をする前に！

支払 をする前に！

まずは消費者ホットライン 局番なし **188** で確認しよう！

消費生活に関するご相談は、市町村相談窓口、県消費生活センターへ

- 富山市消費生活センター (CiCビル内) ☎076-443-2047
- 高岡市消費生活センター ☎0766-20-1522
- 魚津市 市民課 ☎0765-23-1003
- 氷見市 市民課 ☎0766-74-8010
- 滑川市 生活環境課 ☎076-475-2111 (内334)
- 黒部市消費生活センター ☎0765-54-3198
- 砺波市消費生活センター ☎0763-33-1153
- 小矢部市 生活協働課 ☎0766-67-1760 (内735)
- 南砺市消費生活センター (井波庁舎) ☎0763-23-2035
- 射水市消費生活センター ☎0766-52-7974
- 舟橋村 総務課 ☎076-464-1121 (内49)
- 上市町 町民課 ☎076-472-1111 (内103)
- 立山町 住民課 ☎076-462-9915
- 入善町 住民環境課 ☎0765-72-1824
- 朝日町 住民・子ども課 ☎0765-83-1100 (内134)
- 社会福祉協議会 ☎0765-83-0576

- ◆富山県消費生活センター
富山市湊入船町6番7号 (富山県民共生センター内)
消費生活相談 ☎076-432-9233
消費者金融・多重債務相談 ☎076-433-3252
FAX076-431-2631
URL <http://www.pref.toyama.jp/branches/1731/1731.htm>
【開所時間】
午前8時30分～午後5時 (土・日曜、祝日、年末年始を除く)
毎週火曜日は午前8時30分～午後8時 (休日、年末年始を除く)
- ◆富山県消費生活センター高岡支所
高岡市赤祖父211 (高岡総合庁舎5階)
消費生活相談、消費者金融・多重債務相談
☎0766-25-2777 FAX0766-25-2890
【開所時間】
午前8時30分～午後5時 (土・日曜、祝日、年末年始を除く)
- ◆富山県消費者協会 (富山県民共生センター内)
※土曜日・日曜日に消費生活に関する相談を受けています。
☎076-432-5690 午前9時～午後4時

◆消費者ホットライン ☎188 (いやや!) ※一部のIP電話、プリペイド式携帯電話からはご利用できません。

富山県ホームページ「消費者の安全・安心コーナー」URL http://www.pref.toyama.jp/cms_sec/1711/kj00016052.html